

魚津市都市マスタープラン策定業務 仕様書

1 業務名

魚津市都市マスタープラン策定業務

2 業務の目的

本市では、平成29年8月に魚津市都市マスタープランを策定（改定）してからおおむね10年が経過することから、本業務は、一体的なまちづくりの視点から現況の把握、分析を行うとともに、令和8年3月に策定した「第5次魚津市総合計画後期基本計画（第12次基本計画）」、令和8年度に改定を予定している「魚津市立地適正化計画」・「魚津市地域公共交通計画」及び関連計画を踏まえ、新たな魚津市都市マスタープランを策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和10年3月17日（金）まで

4 仕様書の位置付け

本仕様書は、公募型プロポーザルを実施するに当たり、市として最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるに当たり、要求事項に対する具体的な手法、「2 業務の目的」を達成するための本仕様書には記載していない独自の提案及び計画の実効性を高めるための提案を期待する。

5 業務内容

令和8年度業務

1. 現況・関連計画等の整理

魚津市都市マスタープランの位置付けや、上位・関連計画における都市づくりの方針を整理する。

2. 都市の現況把握、整理

1) 広域的位置付け

魚津市の都市計画に関連した近年の変化やその要因について調査を行う。

また、北陸圏や富山県など広域的なエリアの中での市の位置付けについて整理する。

2) 都市計画基礎調査等の整理

都市計画基礎調査や国勢調査等の結果から、人口、世帯の推移や土地利用等の状況について整理する。

3. 都市特性の把握、整理

1) 中心市街地

中心市街地の人口の増減や少子高齢化の進展、空き家、空き地の増加など都市の特性について把握する。

2) 市街地周辺

人口の動向のほか、市街地拡大の方向、土地利用動態の変化等について把握する。

- 3) 山村集落地等
過疎化、高齢化の状況、防災・災害、コミュニティ等について把握する。
 - 4) 現地調査
一体的なまちづくりに向けて重要となる駅周辺地区や主要な公共・公益施設、公園・緑地などについて現地調査を行う。
4. 住民意向調査の実施及び結果分析
- 近年における市民のまちづくりに関するニーズを把握するため、住民意向調査を行う。
- 1) 役割分担
受託者は、調査項目の作成、調査票の作成、集計・分析作業を行うものとする。
市は、調査票の印刷、往信・返信用封筒の作成・印刷、封入封緘、調査票の発送・回収を行うものとする。
 - 2) 調査項目の作成
受託者は、市と協議のうえ、過去の総合計画等で行った市民意識調査の結果も考慮し、魚津市都市マスタープラン策定に必要なと思われる設問を作成する。
 - 3) 調査の実施
市は、18歳以上の男女3,000人を無作為抽出し、調査票の発送を行う。
受託者は、市が回収した調査票の集計・分析を行う。（想定回収率：40%）
なお、同調査は市がインターネットでも同時に実施するものとし、回答の集計・分析については、上記調査票の集計・分析と併せて受託者が行う。
5. 全体構想の検討
- 1) 都市の課題と将来像
 - ①都市づくりの課題整理
調査・分析した結果を受けて都市計画の課題を整理する。
 - ②都市計画の基本理念整理
都市づくりの基本となる考え方や理念について、総合計画等の上位・関連計画との整合を図りつつ設定する。
 - ③将来都市像の整理
都市づくりの理念・目標を受け将来の都市像を設定するとともに、土地利用や交通網の基本的な構成を検討し都市構造を明確化する。
 - 2) 都市計画の方針
都市計画の方針について、以下の項目ごとに整理する。
 - ①土地利用の方針
 - ②都市施設の整備方針
 - ③自然環境保全及び都市環境形成の方針
 - ④都市景観形成の方針
 - ⑤都市防災の方針
 - ⑥基本方針のまとめ

6. 各種会議資料作成及び運営支援

計画策定に向け庁内会議を2回、都市計画審議会を1回程度予定しており、以下の支援を行う。

- 1) 庁内会議資料作成、出席（オンライン参加を可とする）、議事録作成
- 2) 都市計画審議会資料作成

7. 打合せ協議

受託者は業務計画について市と十分な協議打ち合わせを行った後、業務に着手するものとする。

また、打ち合わせの時期及び回数は、以下に示すものとするほか、必要に応じて適宜行う。

- | | |
|-------|----------|
| 第1回 | 業務着手時 |
| 第2～4回 | 中間取りまとめ時 |
| 第5回 | 最終報告時 |

8. 成果品

- ・業務報告書 2部
- ・電子データ一式
- ・その他協議し必要と認められた資料

令和9年度業務

1. 地域別の課題整理及び地域別構想の検討

地域区分は、現行計画等より6地域を想定する。

1) 地域別の課題整理

市全体の課題を踏まえたうえで、各地域の課題を整理する。

2) 地域別構想の検討

地域別構想について、以下の項目ごとに整理する。

- ①地域別の将来像
- ②土地利用の方針
- ③道路交通施設の整備方針
- ④公園緑地施設の整備方針
- ⑤下水道及び河川施設の整備方針
- ⑥自然環境保全及び都市環境形成の方針
- ⑦都市景観形成の方針
- ⑧都市防災の方針

2. 実現化方策の検討

魚津市都市マスタープラン策定以降のまちづくりの進め方について、その基本的な考え方や枠組み等について実現化方策を検討する。

3. 各種会議資料作成及び運営支援

計画策定に向け庁内会議を2回、都市計画審議会を1回、13地区別説明会を13回（各1回）程度予定しており、以下の支援を行う。

- 1) 庁内会議資料作成、出席（オンライン参加を可とする）、議事録作成
- 2) 都市計画審議会資料作成、出席、議事録作成
- 3) 13地区別説明会資料作成

4. 魚津市都市マスタープランの見直し

各種会議や住民の意見を踏まえて検討した結果をもとに、魚津市都市マスタープランの本編及び概要版を作成する。

5. 打合せ協議

受託者は業務計画について市と十分な協議打ち合わせを行った後、業務に着手するものとする。

また、打ち合わせの時期及び回数は、以下に示すものとするほか、必要に応じて適宜行う。

- | | |
|-------|----------|
| 第1回 | 業務着手時 |
| 第2～4回 | 中間取りまとめ時 |
| 第5回 | 最終報告時 |

6. 成果品

- ・魚津市都市マスタープラン 原案
- ・魚津市都市マスタープラン地域別構想 原案
- ・魚津市都市マスタープラン概要版 原案
- ・業務報告書 2部
- ・電子データ一式
- ・その他協議し必要と認められた資料

6 契約時の条件

委託契約候補者を特定後、契約時には以下の条件を付すことになるので、工程表や参考見積書作成時に留意すること。

(1) 業務の実施方法

- ア 契約時の仕様書に明示されていない事項については、速やかに市と協議を行うこと。
- イ 本業務の履行に当たり適切な人員を配置するとともに、市と適宜連絡を取りながらその意図や目的を理解した上で業務を実施すること。
- ウ 自社の社員の中から、管理技術者及び照査技術者を選任すること。

(2) 業務計画書の提出

- ア 契約締結後、業務着手前に業務計画書を市に提出すること。
- イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務内容
 - ② 業務詳細工程

③ 業務実施体制及び組織図

④ 管理技術者、照査技術者、担当者一覧及び経歴書

ウ 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに魚津市に文書で提出し承認を得ること。

(3) 技術者

受託者は、都市計画関連業務に精通し、かつ高度な技術と十分な実務経験を有する技術士等を選定、配置するものとする。

2 管理技術者は、第一項に加え、次に定める資格を有する者とする。

・技術士（建設部門：都市及び地方計画、または総合技術管理部門：建設-都市及び地方計画）

3 照査技術者は、第一項に加え、次に定める資格を有する者とする。

・技術士（建設部門：都市及び地方計画、または総合技術管理部門：建設-都市及び地方計画）

4 管理技術者、照査技術者は各々兼任できないものとする。

5 管理技術者は、地方自治体が発注する「都市マスタープラン」策定業務または改定業務において管理技術者として業務に従事した実績を有すること。

(4) 著作権

本業務の成果品に関する権利は、全て魚津市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託事業者が所有している著作権及び外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りではない。

(5) 情報管理等

ア 適正管理

受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 利用および提供の制限

受託者は、市の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は受託者以外の者へ提供してはならない。

ウ 複写、複製の禁止

受託者は、その業務を処理するために市から提供された情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

エ 資料等の返還

受託者は、その業務を処理するため市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等について、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

オ 遵守事項

受託者は、その業務に従事している者に対して、契約時の仕様書に記載されている事項に対して遵守させること。

カ 事故報告

受託者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従うものとする。